

令和4年度
沖縄市プレミアム付商品券取扱要領
(エイサー商品券)

(参加店用)

沖縄市エイサー商品券事務局

1 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、経済状況ひっ迫していることから、前年度より引き続き、全市民及び市内事業者の支援を行うことを目的として、広く市民が利用できる「プレミアム付商品券事業」を実施します。

2 商品券の概要

(1) 名 称 沖縄市エイサー商品券

(2) 発 行 者 沖縄市

(3) 発行予定額 13億8千万円

(4) 発行内容（額面等） 18万4千冊（予定）
全市民へ販売 内訳 1,000円券×5枚（共通券）+500円券×5枚（応援券）

(5) 発売価格
1冊5,000円で販売（7,500円相当）

(6) 利用期間（商品券使用期限）
令和4年 7月1日（金） ～ 令和5年 1月31日（火）まで
※利用期間を過ぎて使用された商品券の換金はできません。ご注意ください。

(7) 販売等の方法・場所・対象者
第1次販売 令和4年 7月 1日（金）～令和4年 9月30日（金）まで
第2次販売 令和4年10月 17日（月）～令和4年11月30日（水）まで
第3次販売 令和4年12月 16日（金）～令和5年 1月31日（火）まで
*2次および3次販売は1人〇冊（1次販売の状況を見て決定）まで販売予定

場 所：セブンイレブン(11店舗)
●美里店 ●北インター店 ●照屋2丁目店 ●胡屋1丁目店
●高原6丁目店●美里4丁目店 ●登川2丁目店 ●高原二丁目店
●諸見里1丁目店 ●胡屋7丁目店 ●沖縄泡瀬店
●プラザハウス ●ちゃんぷる～市場
●沖縄市観光物産振興協会（コザ・ミュージックタウン内）、
●エイサー会館（コザ・ミュージックタウン内）
●コザBOX（一番街商店街内）
●中央マート（テレワークセンター隣）
●産業交流センター（パヤオ直売店よこ）
合計：17ヶ所（引換券を持参のうえ購入）

(8) 使用できる店舗 *今回は下記の2種類に登録店が分かります。

①応援券および共通券登録店舗

- * スーパー・コンビニ・チェーン店など大型店は除く、
沖縄市内にある店舗等のうち、以下のいずれかを満たす店舗等
 - ・ 市内に本社を有する法人及び個人事業者が運営している店舗等
 - ・ 沖縄商工会議所、沖縄市観光物産振興協会、沖縄市料理飲食業組合、
沖縄市社交飲食業組合の会員が運営する店舗等

②共通券登録店舗

- * スーパー・コンビニ・チェーン店など大型店を含む、
沖縄市内にある店舗かつ上記を満たさない店舗等

(9) 商品券の種類について

本商品券は「応援券」「共通券」とで分かれております

- 応援券 500円券×5枚 スーパー・コンビニ以外の小規模事業者のみ使用可
- 共通券 1000円券×5枚 登録店舗全店で使用可

3 参加店資格

上記(8) 使用できる店舗に加え、以下の要件をすべて満たしている者としてします。

(1) 参加資格

参加店舗の資格は、次の事業者以外の者とする。

- ・ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第2号から第5号に規定する営業を行う者及び「性風俗関連特殊営業」に該当する営業を行う者。
- ・ 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表として、もしくは実質的に経営に関与している団体など。
- ・ 「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取扱う店舗等。

※上記にあげるもの以外でも、商品券発行の目的にそぐわないなどの理由により、参加店舗登録をお断りする場合があります。

4 参加店の責務等

参加店になるには、次に掲げる事項を遵守等することが条件となります。

(1) 参加店舗であることを明示すること

参加店であることが明確になるよう、参加店告知用ツール（ポスター・のぼり・ステッカー）等を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。

- * 参加店舗には、告知用ツールとしてポスター及びのぼり旗を事務局より無料で送付いたします。
- * 使用後のツールについては返却不要です（各自で処分してください）。

(2) つり銭対応は行わないこと

参加店にて、現金と同じように使用できますが、釣り銭はできませんので差額分のサービスを行うなど各店舗で創意工夫してご活用ください。

(3) 有効期限を確認すること

有効期限を経過した商品券を取り扱わないでください。また、商品券として認証不能の場合もその効力はありませんので取り扱わないでください。

（商品券の使用期限は令和5年1月31日(火)まで）

※商品券の破損について

券全体の3分の2以上残っており、かつ右上の管理番号が確認できれば、使用可能です。管理番号が確認できない場合や、商品券として認識不能の場合は取り扱わないでください。

(4) 偽造券でないか確認すること

利用者が使用される商品券について、受け取って問題がないか確認してください。商品券には偽造防止加工がしてあり、コピーすると、右下部分に『COPY』の文字が出ます。偽造券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察（沖縄警察署 932-0110）へ通報してください。同様に「沖縄市エイサー商品券事務局 988-8197」にも報告してください。



コピーした偽造券は、右下部分に『COPY』の文字が出ます。

(5) 受け取った商品券には受領印・スタンプ等を押すこと

参加店舗は、商品券を受け取った時は、再流出を防止するため、商品券表面右上にある「利用店押印欄」に受領印（店名印など）を押印、又はボールペンで店舗名を記入してください。既に受領印があるものは、受け取りを拒否してください。



押印、又は店舗名を記入してください。

(6) 請求書兼振込依頼書の控えは大切に保管すること

使用済の商品券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合に備え、換金手続きの際にお渡しする、請求書兼振込依頼書の参加店控え部分を、入金確認が完了するまで大切に保管してください。

※1 この控えがない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意ください。

※2 登録時の店舗名と商品券表面の店舗名が異なると換金できない場合がありますので、ご注意ください。

(7) 登録口座の変更

商品券の換金はすべて口座振り込みとなります。初回換金時に登録した口座の変更は原則として出来ませんのでご注意ください。なお、金融機関規定の振込手数料は事務局にて負担します。

(8) 商品券の交換・売買は行わないこと

商品券の交換及び売買は行わないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。

(9) 新型コロナウイルス感染防止対策

業種別の新型コロナウイルス対策ガイドライン等を参考に感染防止対策を行ってください。

(10) 前年度の商品券は受け取らないこと



5 商品券の対象にならないもの

次に掲げるものは「沖縄市プレミアム付商品券」の使用対象となりませんのでご注意ください。

- ① 出資や金融商品の購入
- ② 国や地方公共団体への支払い
- ③ 医療保険や介護保険等が適用されるサービス及び商品(処方箋が必要な医薬品を含む)
- ④ 債務の支払い(振込手数料・電気ガス水道金、保育等)
- ⑤ 有価証券、商品券、ビール券、おこめ券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ⑥ たばこ事業法(昭和たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条1項3号)に規定する製造たばこの購入
- ⑦ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑧ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産や資産性の高いもの(自動車)に関わる支払い
- ⑨ 現金との換金、銀行へ預け入れ
- ⑩ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第2号から第5号に規定する営業を行う者及び「性風俗関連特殊営業」に該当する営業に係る支払
- ⑪ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑫ 商品券の交換又は売買
- ⑬ その他、商品券発行の趣旨にそぐわないもの

6 参加店登録について

(1) 登録方法

参加登録を希望する事業者は本「商品券取扱要領(参加店用)」に同意した上で、「参加店申請兼同意書」に必要事項を記入し、以下の方法で申請してください。

| 資格区分 | 提出書類 | 申込先 |
|--|-----------|---|
| 沖縄市内で 営業している 事業所 本要領 P3 2-(8) | 参加店申請兼同意書 | 沖縄市エイサー 商品券事務局 (期間) ※5/24~1/16まで 平日10:00~16:00 (問合先) TEL. 098-988-8197 FAX. 098-851-9739 |

※6月10日までに申し込み頂ける事業者については、第1次発行店舗一覧チラシに掲載されます。

(2) 審査及び承認

沖縄市エイサー商品券事務局において、資格確認・審査等を行い、沖縄市商工振興課において承認する。

(3) 登録要件

商品券取扱要領（参加店用）に示す各事項に同意し、「利用店登録申込書」を提出後、申請・受理された事業者

(4) 申請受付期間

令和4年5月24日(火)～令和4年1月16日(月)まで（土日除く）

受付は、上記期間の平日（月～金） **10:00～16:00** まで。

7 商品券の換金について

(1) 換金手数料 無料

(2) 換金請求受付場所

沖縄市役所1F特設ブース

(3) 換金請求期間

令和4年**7月1日(金)** ～ **令和5年2月28日(火)まで**

平日10時～15時30分の間は毎日換金いたします（予約制）

※原則として、換金請求期間を過ぎての請求受付はできませんので、請求期限については十分ご注意ください。

(4) 換金申込方法

「請求書兼振込依頼書（※初回換金時に配布します）」に必要事項を記入の上、使用済商品券（※利用店押印欄に必ず店舗名を押印又は記入）を持参し、市役所の1F特設ブースへ提出してください。事務局にて枚数等確認の上、後日ご指定の口座へご入金いたします。※振込手数料は事務局が負担します。

ア. 換金予約する（電話番号：098-988-8197）

店舗名、希望日時（10時～15時30分の間）、換金枚数をお伝えください
（1社30分の枠で予約時間をご指定ください）

ご予約は前日の15時までにお願いたします。

※前日 15時を過ぎた場合でも、予約希望時間が空いている場合は受付可能

イ. 換金受付ブースにて、換金手続きをする

【換金手続き時に必要なもの】

①使用済み商品券

※1,000円券、500円券を分け、必ず枚数を数えてお持ちください

②請求書兼振込依頼書

※初回換金時に配布します（初回は会場にてご記入いただきます）

③口座情報の分かるもの

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用をお願いいたします。

請求書兼振込依頼書の記入方法

| 沖繩市エイサー商品券 請求書兼振込依頼書 | | | | 令和 年 月 日 | | 事務局控① |
|--|---|--------|--------|----------|-------|--------|
| 事業所名 | ① | | | | | |
| 商品券 換金枚数 | 500円券 枚分 | ② | 枚分 | 振込金額 | 百 千 円 | ③ |
| 振込 口座 | 振込先 金融機関 (○をつける) <small>※その他金融機関 の場合は、上項左 高欄に金融機関名 もご記入ください。</small> | 沖縄銀行 | (フリガナ) | ④ | | |
| | | 琉球銀行 | | | | |
| | | 海邦銀行 | | | | |
| | | ゆうちょ銀行 | | | | |
| | | その他 | | | | |
| 口座 名義 | | | | | | |
| 本・支店名 | (本・支店名) | 店 | 1. 普通 | 口座 番号 | | |
| | | | 2. 当座 | | | |
| <small>右詰めでご記入ください。</small> | | | | | | 利用者担当印 |
| | | | | | | ⑤ |
| | | | | | | 事務局受付印 |
| | | | | | | |
| <small>沖繩市エイサー商品券事務局 電話:(098)851-3406 FAX:(098)850-8855 所在地:豊見城市字豊崎3-59 TOYOPLA内</small> | | | | | | |

①事業所名（※店舗名）をご記入ください。

②換金する使用済み商品券の枚数をご記入ください。

※事務局がカウントした枚数と照合しますので、必ず枚数を数えてお持ちください。

③振込金額をご記入ください。

※「500円券の枚数×500+1,000円券の枚数×1,000」にて算出してください。

④銀行口座をご記入ください。

※沖縄銀行・琉球銀行・海邦銀行・ゆうちょ銀行以外の金融機関をお使いの場合は、口座名義欄に銀行名もご記入ください。

⑤担当者印、又はサインをお願いします。※印の場合は3枚とも押印ください

(5) 換金支払方法

毎週水曜日締め、翌月曜日にご入金いたします。※祝日の場合は翌営業日振替

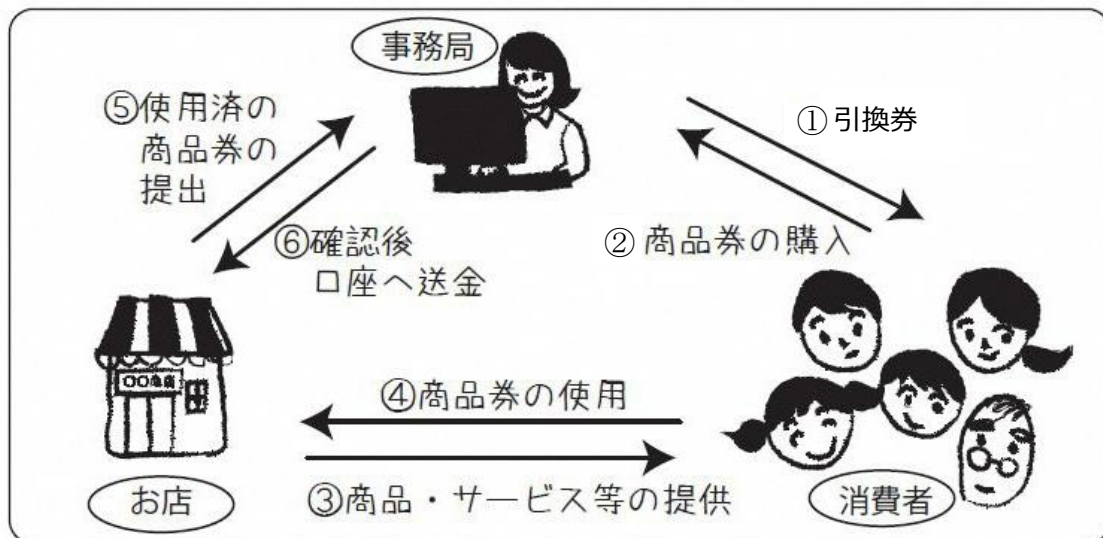
月・火・水に手続きした場合：翌週月曜日の入金

木・金に手続きした場合：翌々週月曜日の入金

(6) その他注意事項

- ア. 商品券の換金は、参加店登録をした店舗以外は出来ません。
- イ. 自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為をしないでください。不正行為が認められた場合、参加店登録の取り消し及び損害金の発生などが生じる場合があります。
- ウ. 回収した商品券を、換金手続きを行わずに他の参加店で使用しないでください。
- エ. その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないでください。

8 商品券の流れ・イメージ



9 沖縄市エイサー商品券事業を盛り上げるためにご協力を！

(1) 各店舗における取組として

消費喚起を盛り上げるため、各参加店においては、「沖縄市エイサー商品券対象・〇〇セット商品」など商品券の使用と消費喚起にご協力くださいますようお願い申し上げます。

10 その他

ア 本事業の実施遂行に際し、参加店等から取得した情報については本事業の目的以外に使用されることはありません。

イ 参加店は、本事業の実施に伴い沖縄市及び事務局受託事業者によって収集・取得された参加店舗に関する情報が沖縄市情報公開条例及び沖縄市個人情報保護条例の適用を受けることについて、予め承諾したものとみなされます。

11 事業に関するお問合せ

沖縄市エイサー商品券事務局

TEL : 098-988-8197 (※平日 10:00-16:00)

FAX : 098-851-9739

e-mail : oki.eisa.pre@gmail.com